

確認申請に添付するチェックリスト（構造：令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算）

注）図面番号・ページ欄に、計画建物の設計図書に明示している図面番号・ページを記載してください。

確認審査欄には、何も記載しないでください。

エキスパンジョイント等により各々別の建物とみなす建築物及び別棟の建物1棟ごとに記載し、添付してください。

適用される規定	設計図書の種別	明示すべき事項等	図面番号 ・ページ	確認審査	
令第3章第2節 （構造部材等）	各階平面図	1 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 2 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法			
	二面以上の立面図	1 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 2 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法			
	二面以上の断面図	1 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 2 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法			
	基礎伏図	1 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 2 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法			
	構造詳細図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取り付け部分の構造方法			
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分のうち特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防錆若しくは摩損防止の措置			
	基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置			
		基礎の種類			
		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置			
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法			
木ぐい及び常水面の位置					
施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置				
令第38条第3項若しくは第4項又は令第39条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第3項の構造方法への適合性審査に必要な事項				
	令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法				
	令第39条第2項の構造方法への適合性審査に必要な事項				
令第3章第3節 （木造）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	構造詳細図	屋根ふき材の種別			
		柱の有効細長比			
		構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法			
		構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法			
		外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地			
	構造耐力上主要な部分である部材の地面から1メートル以内の部分の防錆又は防蟻措置				
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質			
	令第40条ただし書、令第42条ただし書、令第43条第1項ただし書、同条第2項ただし書、令第46条第2項第1号イ、同条第2項第1号八、同条第3項ただし書、同条第4項、令第47条第1項、令第48条第1項第2号ただし書	令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項			
令第42条ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項					
令第43条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法					
令第43条第2項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法					
令第46条第2項第1号イに規定する基準への適合性審査に必要な事項					
令第46条第2項第1号八の構造計算の結果及びその算出方法					
令第46条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法					
令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項					

	又は同条第2項第2号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
		令第48条第1項第2号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
		令第48条第2項第2号に規定する規格への適合性審査に必要な事項		
令第3章第4節 (組積造)	配置図	組積造の塀の位置		
	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	構造詳細図	塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法		
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別		
	施工方法等計画書	使用するモルタルの調合等の組積材の施工方法の計画		
	令第51条第1項ただし書、令第55条第2項、令第57条第1項第1号及び第2号又は令第59条の2の規定に適合することの確認に必要な図書		令第51条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	
令第55条第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項				
令第57条第1項第1号及び第2号に規定する基準への適合性審査に必要な事項				
令第59条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
令第3章第4節の2 (補強コンクリートブロック造)	配置図	補強コンクリートブロック造の塀の位置		
	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	構造詳細図	塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法		
		帳壁の材料の種別及び構造方法		
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法		
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別		
	施工方法等計画書	コンクリートブロックの組積方法		
		補強コンクリートブロックの耐力壁、門又は塀の縦筋の接合方法		
令第62条の4第1項から第3項まで、令第62条の5第2項又は令第62条の8ただし書の規定に適合することの確認に必要な図書		令第62条の4第1項から第3項までに規定する基準への適合性審査に必要な事項		
		令第62条の5第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
		令第62条の8ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		

令第3章第5節 (鉄骨造)	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	構造詳細図	圧縮材の有効細長比			
		構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法			
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別			
令第66条、令第67条第2項、令第69条又は令第70条の規定に適合することの確認に必要な図書		令第66条に規定する基準への適合性審査に必要な事項			
		令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
		令第69条の構造計算の結果及びその算出方法			
		令第70条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
令第3章第6節 (鉄筋コンクリート造)	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法			
		鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ			
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別			
	施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法			
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法			
	令第73条第2項ただし書、令第77条第4号、令第77条の2第1項ただし書又は令第79条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書		令第73条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
			令第77条第4号に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
令第77条の2第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法					
令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項					
令第3章第6節の2 (鉄骨鉄筋コンクリート造)	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法			
	構造詳細図	圧縮材の有効細長比			
		構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造			
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ			
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別			
		コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別			
	施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法			
		コンクリートの型枠の取外し時期及び方法			
令第66条、令第67条第2項、令第69条、令第73条第2項ただし書、令第77条第6号、令第77条の2第1項ただし書、令第79条第2項又は令第79条の3第2項		令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
		令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
		令第69条の構造計算の結果及びその算出方法			
		令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
令第77条第6号に規定する基準への適合性審査に必要な事項		令第77条第6号に規定する基準への適合性審査に必要な事項			
		令第77条の2第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法			

		の規定に適合することの確認に必要な図書	令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
			令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
令第3章第7節 (無筋コンクリート造)		配置図	無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法		
		各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
		二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
		二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法		
		基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
		各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
		小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
		二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法		
		構造詳細図	塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法		
		使用構造材料一覧表	コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別		
		施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法		
		令第51条第1項ただし書、令第55条第2項、令第57条第1項第1号及び第2号又は令第59条の2の規定に適合することの確認に必要な図書	令第51条第1項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第55条第2項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第57条第1項第1号及び第2号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第59条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
	令第3章第7節の2 (構造方法に関する補則)		令第80条の2又は令第80条の3の規定に適合することの確認に必要な図書	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第80条の3に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
共通事項		構造計算概要書	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項		
		構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項		
		使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)に使用されるすべての材料の種別(規格がある場合にあつては、当該規格)及び使用部位 使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法 使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号		
		特別な調査又は研究の結果等説明書	法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容 特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容 構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容		
		基礎・地盤説明書(国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)	地盤調査方法及びその結果 地層構成、支持地盤及び建築物(地下部分を含む。)の位置 地下水位(地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。) 基礎の工法(地盤改良を含む。)の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別 構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値 地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法		
令第81条第3項に規定する 令第82条各号		略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置		
		略軸組図	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置		
		部材断面表	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様		
			固定荷重の数値及びその算出方法		

及び令第82条の4に定めるところによる構造計算による安全性を確かめた建築物	令第82条各号関係	荷重・外力計算書	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法		
			各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法		
			積雪荷重の数値及びその算出方法		
			風圧力の数値及びその算出方法		
			地震力の数値及びその算出方法		
			土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法		
			略伏図上に記載した特殊な荷重の分布		
	応力計算書（国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図を含む。）	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法			
		地震時（風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図に記載すべき事項			
	断面計算書（国土交通大臣が定める様式による断面検定比図を含む。）	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種別及び当該荷重が作用する方向			
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度			
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度			
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率 国土交通大臣が定める様式による断面検定比図に記載すべき事項			
	基礎ぐい等計算書	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書			
使用上の支障に関する計算書	令第82条第4号に規定する構造計算の計算書				
令第82条の4関係	使用構造材料一覧表	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位			
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法			
		使用する指定建築材料が法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号			
	荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法			
	応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法			
屋根ふき材等計算書	令第82条の4に規定する構造計算の計算書				
施行規則第8条の3	第8条の3の規定に適合することの確認に必要な図書	第8条の3の規定に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項			
令第46条第4項の表1の(8)項の認定を受けたものとする軸組を設置する建築物		令第46条第4項の表1の(8)項に係る認定書の写し			
構造耐力上主要な部分である鋼材の接合を令第67条第1項の認定を受けたものとする接合方法による建築物		令第67条第1項に係る認定書の写し			
構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造を令第67条第2項の認定を受けたものとする建築物		令第67条第2項に係る認定書の写し			
令第68条第3項の認定を受けたものとする高力ボルト接合を用いる建築物		令第68条第3項に係る認定書の写し			
令第70条に規定する国土交通大臣が定める場合において、当該建築物の柱の構造を令第70条の認定を受けたものとする建築物		令第70条に係る認定書の写し			
鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを令第79条第2項の認定を受けたものとする建築物		令第79条第2項に係る認定書の写し			
鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さを令第79条の3第2項の認定を受けたものとする建築物		令第79条の3第2項に係る認定書の写し			
構造耐力上主要な部分である壁及び床版の構造を第8条の3の認定を受けたものとする建築物		施行規則第8条の3に係る認定書の写し			